

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険法による被保険者証等関係証交付、介護保険給付、介護予防給付、介護保険地域支援事業、介護保険料の賦課及び徴収等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、介護保険法による被保険者証等関係証交付、介護保険給付、介護予防給付、介護保険地域支援事業、介護保険料の賦課及び徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和3年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法による被保険者証等関係証交付、介護保険給付、介護予防給付、介護保険地域支援事業、介護保険料の賦課及び徴収等に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法（平成9年法律第123号）、その他の介護保険に関する政令、省令、条例及び規則等に基づき、介護保険に関する事務を行う。介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>②被保険者用又は認定証に関する事務</p> <p>③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務</p> <p>④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態の区分変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請の応答に関する事務</p> <p>⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p> <p>⑨保険給付の支払いの一時差止に関する事務</p> <p>⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</p> <p>⑪保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務</p>
③システムの名称	介護保険システム 番号連携サーバー（統合宛名システム） 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名特定個人情報ファイル (2) 介護保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1第68項、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年省令第5号）第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号、別表第2第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第26項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第56の2項、第58項、第61項、第62項、第80項、第87項、第90項、第94項、第95項</p> <p>・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。）第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号、別表第2第93項、第94項</p> <p>・別表第2主務省令第7号第46条、第47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 室城県室城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111

明小丸	肥後県 宮城県宮城郡利府町利府青葉台一丁目32番地 022-737-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課 宮城県宮城郡利府町青葉台一丁目32番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[C] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第26項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第56の2項、第58項、第61項、第62項、第80項、第87項、第90項、第94項、第95項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。)第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 (別表第2における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第93項、第94項 ・別表第2主務省令第7号第46条、第47条	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第26項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第56の2項、第58項、第61項、第62項、第80項、第87項、第90項、第94項、第95項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。)第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 (別表第2における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第93項、第94項 ・別表第2主務省令第7号第46条、第47条	事後	
平成30年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー	介護保険システム 統合宛名システム 中間サーバシステム	事後	基幹系システム更新
平成30年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月13日	評価実施期間における担当部署	保健福祉課長 菅井 百合子	保健福祉課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	表紙「評価実施機関名」	利府町長	宮城県宮城郡利府町長	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	なし	新規追加	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	